

議会改革特別委員会

委員長中間報告

平成29年6月定例会

議会改革特別委員会の中間報告を申し上げます。

報告に先立ちまして、議員の皆様のお手元に
議会改革特別委員会 調査中間報告書を
配付してございますので、御了承願います。

また、この報告書の内容につきましては、
議事堂のあり方について、
現在まで委員会として意見が一致したものを
掲載してございますので、
これらの御報告は省略させていただきます。

当委員会に付託された案件は、
「議会改革について」であります。

当委員会は、今日まで16回にわたり委員会を開催し、
精力的かつ慎重に調査を進めてまいりましたが、
今定例会までに全ての調査の終了を見るに至らず、
今回の報告が当委員会の中間報告であることを
御了承いただきたいと存じます。

なお、第8回までの概要については、

さきの2月定例会において御報告申し上げておりますので、今回は第9回から第16回の概要について、御報告申し上げます。

初めに、議事堂のあり方について、御報告申し上げます。

新庁舎建設に当たり、

議会の意見を議事堂の設計に反映させるため、

平成29年6月末日までに意見をまとめる必要がある

項目等を整理し、4月20日に東京都町田市を視察し、

意見交換を重ね検討してまいりました。

まず初めに、東京都町田市の視察の概要を申し上げます。

町田市庁舎は、平成24年6月末に竣工し、

敷地面積 1万 5,969m²、延べ床面積 4万 1,510m²、

地上10階、地下1階の建物であり、

そのうち3階の一部が議事堂でありました。

議事堂の特徴としては、開かれた議会として、

議場、委員会室及び全員協議会室を

ワンストップロビーに近接して配置するとともに、

1階から3階までエスカレーターとエレベーターを配置することで、傍聴者の利便性に配慮していました。

また、セキュリティカードを所有したものでなければ入室できないセキュリティエリアを設けるとともに、議員の動線と市民の動線の交差点に議会事務局を配置することで、来客対応とセキュリティ管理に配慮していました。

議場は、議席、執行部席部分は傾斜があり、中央部はスロープ、両端は段差となっており、議場の机は固定式、椅子は可動式でありました。

また、電子表決システムを導入しており、議員は議席にある賛成・反対のボタンで意志表明し、議場内のスクリーンで確認ができるようになっていました。

また、傍聴席は議場の一つ上の階となっており、車いす用スペース、報道用スペースがあるほか、議席の後背部には個室の親子傍聴席を設置していました。

また、委員会室は間仕切りを外すことで

一体利用が可能でありました。

また、会派室の間仕切りは固定式と可動式を組み合わせており、会派室間にも扉を設けていました。

以上が県外行政視察の概要であります。

次に、意見交換の中で各委員から出された主な意見について申し上げます。

- ・ 議事堂の独立性について、
低階層には市民が利用する窓口を設置する必要があるため、議事堂は上階層にすべきである。

- ・ 議事堂を低層階にする場合、
市民に議会のことを知ってもらうことができるが、セキュリティを検討する必要がある。

- ・ 議事堂への専用の動線を確保する観点から、
エレベーターは停止階の制限ができる仕様のものがよい。

- ・ 議場の利活用については、費用面、議会事務局の負担、
急なキャンセル対応等の課題がある。

課題がクリアできるなら利活用してもよい。

- ・ 議場を利活用するには制限がかかるので、
議会専用でよいのではないか。
- ・ 議場の利活用については、
費用対効果や物理的に可能かどうかも含め、
やりようがあるのであれば考えたほうがよい。
- ・ 傍聴席は議場より上の階とし、
傍聴席への床の段差はフラットがよい。
- ・ 子どもや障がい者など、
誰もが傍聴できる環境を整えたほうがよい。
- ・ 委員会室の間仕切りは可動式とし、
全員協議会も可能となるようにしたほうがよい。
- ・ 議員控室の間仕切りは固定式と可動式を組み合わせ、
場合によっては応接室、談話室としても
対応できるようにしたほうがよい。
- ・ 議員控室は平米数ではなく、人数で割振りをすることで、
会派構成の変更時に柔軟に対応できるのではないか。
- ・ セキュリティの観点から、

議員の動線と市民や執行部職員の動線を分けるべき。

- ・セキュリティ面も含め、来訪者等は必ず

議会事務局の前を通るようになっているとよい。

以上が各委員から出された意見のうち、
主なものであります。

各委員からの意見を踏まえ、平成29年6月末日までに
意見をまとめる必要がある項目等についての
検討を進めたところ、
議会改革特別委員会 調査中間報告書のとおり
報告を行うことを決定した次第であります。

次に、3月22日の委員会において、
新たな検討事項として、

- ・災害時における議会としての対応について
- ・議員の納税状況の公開について
- ・市長が専決処分をすることができる事項の改定について
- ・傍聴券における住所・氏名記入の廃止について
- ・議会報・議会ホームページを所管する委員会の

設置について

- ・ 議員派遣による会派視察 及び

全国市議会議長会 研究フォーラム参加の廃止について

の6項目の提案が委員からあったことから、

それぞれ意見交換を重ね検討してまいりましたので、

順次御報告申し上げます。

初めに、災害時における議会としての対応について、御報告申し上げます。

大規模災害が発生した場合の対応として、各議員が行動すべき具体的なマニュアル等の整備をすべき。

また、市の災害対策本部への協力・支援内容等の

検討をすべきとの提案が委員からあったことから、

意見交換を重ね検討してまいりました。

その主な意見について申し上げます。

- ・ マニュアルを作成するのであれば、より具体的で、災害後の段階に応じたものを作成すべきである。

- ・ 議員個々の対応は混乱を招く。

- ・議員は地域に入って活動することが基本であるが、議会として情報を収集・集約することも必要である。

- ・議会としての災害対策本部は必要ない。

市の災害対策本部に正・副議長が入ることができるようにすればよいのではないか。

以上が委員から出された意見のうち、主なものであります。

各委員からの意見を踏まえ、引き続き検討を行うことを決定した次第であります。

次に、議員の納税状況の公開について、御報告申し上げます。

議員の政治倫理の確立と向上を目指し、政治倫理条例の中に議員の納税状況の公開を盛り込むべきとの提案が委員からあったことから、意見交換を重ね検討してまいりました。

その主な意見について申し上げます。

- ・提出書類については、議員の了解をもとに

事務局が一括して収集できないか。

- ・被選挙権への侵害等について確認が必要であり、慎重に行うべきである。
- ・上下水道料金については税ではないので、公開対象から除いたほうがよい。
- ・納税状況の資料を出さない議員、納税していない議員がいた場合の対応はどうするのか。

以上が各委員から出された意見のうち、主なものであります。

各委員からの意見を踏まえ、検討を進めたところ、平成28年度納税分から議員の納税等の状況を公表することについて、全員一致で決定しました。

なお、公表する項目は、市民税、県民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、介護保険料であります。

また、議員の納税等の状況を公表することについては、草加市議会議員 政治倫理条例の一部を改正する

必要があることから、条例改正案を委員会として本会議に提出することに決した次第であります。

次に、市長が専決処分をすることができる事項の改定について、御報告申し上げます。

被害者に対し、迅速な救済措置を行うため、全額保険で支払われる案件については、市長が専決処分をすることができる損害賠償額の範囲拡大をすべき。

また、法令改正に伴う引用条文の条ずれなど、実質的な内容の変更がないものについて、議会の議決が必要というのは合理的ではないので、市長の専決処分を可能にすべき

との提案が委員からあったことから、5月2日に執行部から説明を受け、意見交換を重ね検討してまいりました。

その主な意見について申し上げます。

- ・ 損害賠償については、示談のコストや労力を考えると、

市の負担が発生しないものについては、
専決処分を可能としてもよいのではないか。

- ・ 損害賠償については、

施設事故を除くことが可能であるならば、概ね賛成。

- ・ 人身を伴う損害賠償のみであれば賛成。

- ・ 慎重に議論するためにも、

現在の市の対応状況を確認する必要がある。

- ・ 条文の所要の整備について、

実質的な内容の変更であるかの判断が難しいのではないか。

- ・ 内容が変わるものは今までどおりの対応となるならば

問題ない。

- ・ 条文の所要の整備については、急ぎの案件ではないので、

議決権を狭めなくてもよいのではないか。

以上が各委員から出された意見のうち、

主なものであります。

各委員からの意見を踏まえ、検討を進めたところ、

市長が専決処分をすることができる事項の

改定についてのうち、
損害賠償額の範囲拡大に係る内容については、
意見がまとまらず、
提案した委員から取り下げの旨の申し出がありましたので、
調査を終了した次第であります。

なお、市長が専決処分をすることができる事項の
改定についてのうち、
条文の所要の整備に係る内容については、
各委員からの意見を踏まえ、
引き続き検討を行うことを決定した次第であります。

次に、傍聴券における住所・氏名記入の廃止について、
御報告申し上げます。

原則公開である市議会の傍聴において、
住所・氏名を記入させる必要があるのか。
傍聴人数を正確に把握できるよう、
個々に傍聴券を配るようなシステムに
変えたほうがよいのではないか

との提案が委員からあったことから、
意見交換を重ね検討を進めたところ、
傍聴券への住所 及び 氏名の記入を廃止するとともに、
団体傍聴券を廃止することについて、
全員一致で決定しました。

次に、議会報・議会ホームページを所管する
委員会の設置について、御報告申し上げます。

議会広報力の向上を目指し、
議会報 及び 議会ホームページ等に特化した
委員会の設置の検討をすべき

との提案が委員からあったことから、
4月20日にふじみ野市を視察し、
意見交換を重ね検討してまいりました。

まず初めに、ふじみ野市の視察の概要を申し上げます。

ふじみ野市は、
平成17年に上福岡市と大井町が合併した翌年、
議会広報の編集委員会を常任委員会化し、

議会広報の編集の権限や責任を明確化し、
委員会活動として記事の取材や編集を
できるようにしていました。

議会広報常任委員会は委員7人で、任期は1年、
議会広報紙の発行に関する事項を所管しており、
1回の調整会議、3回の編集会議 及び 最終校正を行い、
年に4回、ふじみ野市議会だよりを発行していました。

編集会議では印刷業者も参加し、
実際の紙面を編集しながら会議を進めるなど、
議員・議会事務局・印刷業者が協力するとともに、
議員が中心となって紙面作りの全てに関わり、
読者にとって読みやすく、わかりやすい議会だよりを
目指していました。

以上が県内行政視察の概要であります。

次に、意見交換の中で各委員から出された
主な意見について申し上げます。

- ・ 議会事務局が原稿を作成し、

議会運営委員会で承認するのはおかしい。

議員が主体的に作成することとした上で、

議会事務局に協力してもらうのが本筋である。

- ・ 議会事務局が作成するよりも議員が作成したほうが
いろいろな表現ができるので、

議員みずから作成するのが望ましい。

- ・ たたき台さえできれば、常任委員会化も可能である。

- ・ 業者が編集会議に入って、

紙面を見ながら作業をするのは効率的でよい。

- ・ 議員が原稿を作成する場合、内容の正確性はどうか。

- ・ 原稿作成、取材等を議員が行うことはよいが、

その作業を議員全員ができるようにするには

時間がかかるのではないか。

- ・ 時期尚早。改選後に検討したほうがよいのではないか。

以上が各委員から出された意見のうち、

主なものであります。

各委員からの意見を踏まえ、検討を進めたところ、

意見がまとまらず、

提案者から取り下げの旨の申し出がありましたことから、
調査を終了した次第であります。

次に、議員派遣による会派視察 及び
全国市議会議長会 研究フォーラム参加の廃止について、
御報告申し上げます。

議員派遣による公費負担での会派視察は公務性が問われ、
実施している自治体も少ないため廃止すべき。

また、公募型の研修会である

全国市議会議長会 研究フォーラムへの公費負担による
参加は廃止すべきとの提案が委員からあったことから、
意見交換を重ねて検討してきました。

その主な意見について申し上げます。

・視察とはどうあるべきか考え、政務活動費で対応し、
きちんと成果を残すべきである。

・今年度から廃止すればよい。

・廃止することに賛成だが、

廃止時期は来年度または改選後からでよいのではないか。

・全国市議会議長会 研究フォーラムは研修であることから、議員派遣の手続は望ましくないという見解が全国市議会議長会から示されている中で、公費負担で参加するのはいかななものか。

以上が各委員から出された意見のうち、主なものであります。

各委員からの意見を踏まえ、検討を進めたところ、平成30年度から議員派遣による会派視察及び全国市議会議長会 研究フォーラム参加を廃止することについて、全員一致で決定しました。

終わりに、当委員会としては、特定事件の重要性に鑑み、さらに精力的に調査を進めてまいるものであります。

以上、中間報告とさせていただきます。